



島根県報

平成29年 1月10日 (火)

第 2,867 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生 (水産課) 2

【特定調達公告】

島根県統一端末基盤構築及び運用保守業務に係る随意契約の相手方等 (情報政策課) 2

島根県 I T 資産管理システム構築及び運用保守業務に係る随意契約の相手方等 (") 3

告 示**島根県告示第6号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成29年 1月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社サードライフ モア	訪問介護	こころねヘルパーステ	出雲市大津新崎町三丁目18 番地	平成29年 1月 6日
	介護予防訪問介護	ーション大津新崎		
株式会社サードライフ モア	訪問看護	こころね訪問看護ステ	出雲市大津新崎町三丁目18 番地	平成29年 1月 6日
	介護予防訪問看護	ーション大津新崎		

島根県告示第7号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成29年 1月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

隠岐の島加入区（漁業協同組合 J F しまね）

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年 1月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

島根県統一端末基盤構築及び運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県地域振興部情報政策課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成28年12月 6日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

Fしまね統一端末基盤共同企業体 代表者 株式会社富士通エフサス山陰支店 支店長 岡田 努
島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

1,055,124,432円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年 1月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

島根県 I T資産管理システム構築及び運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県地域振興部情報政策課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成28年12月6日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

Fしまね I T資産管理システム共同企業体 代表者 株式会社富士通エフサス山陰支店 支店長 岡田 努
島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

67,552,560円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。